

立地適正化計画の改訂案について

■主な改訂内容

- 錦町コミュニティ・センターについては市立病院の移転建替えに伴い、現在地より北西側に移転することを予定しております。同センターは、都市の骨格構造の拠点となる「地域コミュニティ拠点」として、立地適正化計画の都市機能誘導施設に位置付けているため、都市機能誘導区域について、下記のとおり変更することを予定しております。

【改訂前】

第5章 都市機能誘導区域・誘導施設

1. 都市機能誘導区域の設定

(3) 都市機能誘導区域の設定 (49、50 ページ)

	面積	市全域(約511ha)に占める割合
都市機能誘導区域	約232ha	45.4%

【改訂後】

	面積	市全域(約511ha)に占める割合
都市機能誘導区域	約243ha	47.6%

